

産休中の無給 要点まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

産休中の無給 要点まとめ

産休中の収入と公的支援

- ・産休は、会社に給与支払い義務はなく、原則無給となります。
- ・出産育児一時金：出産費用の経済的負担軽減のため、健康保険から1児につき原則50万円が支給されます。多くは医療機関への直接支払制度が利用されます。
- ・出産手当金：産休中に給与が支払われない健康保険被保険者に対し、休業1日につき直近12ヶ月間の標準報酬月額平均の約3分の2が支給されます。

育児休業の支援と2025年4月改正

- ・育児休業給付金：育児休業中、原則として休業開始時賃金日額×支給日数の67%（育休開始から180日経過後は50%）が雇用保険から支給されます。
- ・【2025年4月～】出生後休業支援給付（新設）：

目的：従来の育児休業給付金に上乗せ支給。子の出生後一定期間（最大28日間）、両親が共に14日以上育児休業を取得する等の条件を満たす場合、休業開始時賃金日額×支給日数の13%を追加給付。育児休業給付金と合わせ賃金の80%相当を目指します。

主な変更点（最大28日間、新制度適用時）

産休中の無給 要点まとめ

育児休業の支援と2025年4月改正

項目	現行(育休初期)	2025年4月～(新制度)
給付率(賃金比)	約67%	約80% (67%+13%)
手取りイメージ	約8割	実質10割相当

- ・【2025年4月～】育児休業給付金延長申請の厳格化：

子が1歳または1歳6ヶ月以降の育児休業給付金の延長申請時、保育所に入所できない証明に加え、市区町村への保育利用申込時の状況や、合理的な理由なく自宅等から遠方の保育所等のみを希望していないか等を確認する書類の提出が求められます。

産休中の無給 要点まとめ

期間中の主な支出と留意点

・主な支出：妊婦中の定期健診費用、出産・入院費用、育児関連用品費。

・税金・社会保険料：産休・育休期間中の社会保険料は、被保険者本人負担分・事業主負担分ともに免除されます。ただし、住民税は前年の所得に基づいて課税されるため、産休・育休中も支払いが必要です。

・傷病手当金：産休前に業務外の病気やけがの療養のため連続して3日以上仕事に就けず、給与の支払いがない場合、健康保険から傷病手当金（給与の約2/3）が最長1年6ヶ月支給されることがあります。